

浦安市規則第96号

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則の 一部を改正する規則

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則（平成17年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第4条第4号を削る。

第5条第1号ただし書中「8,000円」を「12,000円」に改め、同条第2号本文中「できない助成対象者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同号ただし書中「200,000円」を「400,000円」に、「800,000円」を「1,600,000円」に、「8,000円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「第1号又は第2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 講座の受講開始時において、前条第3号の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができない助成対象者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、就職等（当該教育訓練を修了した日に就職等をしている場合を含む。）をした者に限る。） 当該助成対象者が助成対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、算定された額が修学年数に600,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に600,000円を乗じて得た額（その額が2,400,000円を超えるときは、2,400,000円）とし、12,000円を超えないときは、受講費用の助成はしない。

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類

第6条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第7条の見出し中「受講費用」を「講座受講修了後等に行う受講費用」に改め、同条第1項中「の翌日から起算して1か月を経過する日まで」を「（専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる助成対象者にあつては、当該給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第7条第2項第1号中「から第3号までに」を「及び第2号」に改め、同項第3号中「証明書」の次に「又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する書類」を加える。

第7条に次の1項を加える。

7 第5条第2号に該当する助成対象者に支給する場合にあつては、雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間ごとの支給を決定することができるものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

（就職等後に行う受講費用の助成）

第7条の2 第5条第3号に規定する助成対象者が前条の受講費用に加えて受講費用の助成を受けようとするときは、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書（追加支給用）（別記第4号様式の2）により、助成対象講座の受講が修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、就職等をした日（専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる助成対象者にあつては、当該給付金の支給額が確定した日）から30日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に規定する書類及び第4条第3号の専門実践教育訓練に係る資格を取得したことを証明する書類を添えなければならない。

3 第6条第3項及び前条第4項から第6項までの規定は、同条の受講費用に

加えて受講費用を助成する場合について準用する。

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

氏名

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成対象講座の指定を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

氏 名											
個 人 番 号											
生 年 月 日	年 月 日										
住 所	（郵便番号 ー ）										
電 話 番 号											
教 育 訓 練 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地											
教 育 訓 練 講 座 の 名 称											
教 育 訓 練 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
取 得 予 定 資 格 名 称											
受 講 費 用 の 予 定 額	入 学 料	受 講 料					合 計 額				
	円	円					円				
雇 用 保 険 法 に よ る 教 育 訓 練 給 付 金 受 給 資 格 の 有 無	有					無					
過 去 に お け る 自 立 支 援 教 育 訓 練 費 用 の 助 成 の 有 無	有					無					
児 童 扶 養 手 当 の 受 給 の 有 無	有					無					

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等				
1 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
2 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
3 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
4 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
5 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
(備考)				

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条第1項）

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

氏名

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	(郵便番号 ー)
電 話 番 号	
教 育 訓 練 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
教 育 訓 練 講 座 の 名 称	
教 育 訓 練 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
受 講 費 用	入学料 受講料 合計額 円 円 円
雇 用 保 険 法 に よ る 教 育 訓 練 給 付 金 の 受 給 額	円

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等				
1 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
2 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
3 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
4 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
5 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
(備考)				

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類
- (3) 浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定決定通知書
- (4) 教育訓練施設の長の助成対象講座の修了を認定する証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する書類
- (5) 教育訓練施設の長が、受講費用について発行した領収書
- (6) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

別記第4号様式の次に次の別記様式を加える。

第4号様式の2（第7条の2第1項）

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書（追加支給用）

年 月 日

（宛先）浦安市長

氏名

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	(郵便番号 ー)
電 話 番 号	
教育訓練施設の名称及び所在地	
教育訓練講座の名称	
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで
資格名称及び 資格取得年月日	(資格名称) (資格取得年月日) 年 月 日
就職先等名称及び 就職等年月日	(就職先等名称) (就職等年月日) 年 月 日
事業主の証明	(就業先住所) (就業先電話番号)
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)
受講費用	入学料 受講料 合計額 円 円 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等				
1 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
2 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
3 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
4 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
5 氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号				
住所		続柄		
(備考)				

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類
- (3) 浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定決定通知書
- (4) 教育訓練施設の長の助成対象講座の修了を認定する証明書
- (5) 教育訓練施設の長が、受講費用について発行した領収書
- (6) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類
- (7) 雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練に係る資格を取得したことを証明する書類

別記第5号様式中「第7条第5項の」を「第7条第5項（第7条の2第3項において準用する場合を含む。）の」に、

「

助 成 決 定 額	
-----------	--

」

を

「

助 成 決 定 額	
備 考	

」

に改める。

別記第6号様式中「第7条第5項の」を「第7条第5項（第7条の2第3項において準用する場合を含む。）の」に改める。

別記第7号様式中「㊤」を削り、「第7条第6項の」を「第7条第6項（第7条の2第3項において準用する場合を含む。）の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、施行日以後に講座を修了する者について適用し、施行日前に講座を修了した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第7条第7項の規定は、施行日以後に講座の指定を受ける者について適用し、施行日前に講座の指定を受けた

者については、なお従前の例による。

- 4 改正後の規則第3条第1号の規定は、施行日前に改正前の浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第6条の規定により受講する対象講座の指定を受けた者について適用しない。この場合において、当該者は、母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類を添えずに、改正後の規則第6条第1項、第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による申請を行うことができる。